

特別養護老人ホーム 友愛苑 ショートステイ 利用料金一覧

令和元年10月1日 現在

下記の料金表によって、契約者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担金）及び食費、滞在費の自己負担額をお支払い下さい。介護サービスのご利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります。

●短期入所生活介護（ショートステイ）

I. 介護サービス費

加算：夜勤職員配置加算Ⅳ 20単位 サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
看護体制加算Ⅰ 4単位 看護体制加算Ⅱ 8単位

（個室利用の介護サービス費）

介護サービス費及び利用者負担 基本単位数(加算含まない単位数)	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	送迎料(片道)
	684 単位	751 単位	824 単位	892 単位	959 単位	184 単位
1. ご契約者の介護度別サービス利用料金	815 単位 8,687 円	889 単位 9,476 円	971 単位 10,350 円	1,045 単位 11,139 円	1,120 単位 11,939 円	204 単位 2,174 円
2. 上記の内、介護保険から給付される金額	7,818 円	8,528 円	9,315 円	10,025 円	10,745 円	1,956 円
3. ご契約者負担額(1-2)	869 円	948 円	1,035 円	1,114 円	1,194 円	218 円

その他の加算(上記料金に含まれています)

介護職員処遇改善加算	ご利用単位数合計に8.3%を上乗せします。
介護職員特定処遇改善加算	ご利用単位数合計に2.7%を上乗せします。

※ 上記料金表の単位数は小数点以下四捨五入している為、実際の請求額との若干の誤差が生じます。

※ 介護職員処遇改善加算にかかる単位数は区分支給限度基準単位数には含まれません。

II. 食費負担額

※1日あたりのご利用料金

食費	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
ご契約者負担額	300 円	390 円	650 円	1,420 円

III. 滞在費負担額

※1日あたりのご利用料金

（個室利用の滞在費）

滞在費	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
ご契約者負担額	820 円	820 円	1,310 円	2,000 円

第1段階	市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者及び生活保護等受給の方
第2段階	市町村民税非課税世帯かつ単身1000万円の資産のない(夫婦世帯であれば2000万円)であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	第1・2段階以外の市町村民税非課税世帯で単身1000万円の資産のない(夫婦世帯であれば2000万円)ない方
第4段階	第1・2・3段階以外の方

○介護予防短期入所生活介護（介護予防ショートステイ）

I. 介護サービス費

※ 加算：サービス提供体制強化加算 I 18単位

(①個室利用の介護サービス費)

	要支援1	要支援2	送迎料(片道)
基本単位数(加算含まず)	514 単位	638 単位	184 単位
1. ご契約者の介護度別サービス利用料金	626 単位 6,673 円	764 単位 8,144 円	204 単位 2,174 円
2. 上記の内、介護保険から給付される金	6,005 円	7,329 円	1,956 円
3. ご契約者負担額(1-2)	668 円	815 円	218 円

※「食費負担額」及び「滞在費」については、短期入所生活介護と同額となっております。

その他の加算(上記料金に含まれています)

介護職員処遇改善加算	ご利用単位数合計に8.3%を上乗せします。
介護職員特定処遇改善加算	ご利用単位数合計に2.7%を上乗せします。

※ 上記料金表の単位数は小数点以下四捨五入している為、実際の請求額との若干の誤差が生じます。

※ 介護職員処遇改善加算にかかる単位数は区分支給限度基準単位数には含まれません。

II. 食費負担額

※1日あたりのご利用料金

食費	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
ご契約者負担額	300 円	390 円	650 円	1,420 円

III. 滞在費負担額

※1日あたりのご利用料金

(個室利用の滞在費)

滞在費	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
ご契約者負担額	820 円	820 円	1,310 円	2,000 円

第1段階	市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者及び生活保護等受給の方
第2段階	市町村民税非課税世帯かつ単身1000万円の資産のない(夫婦世帯であれば2000万円)であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	第1・2段階以外の市町村民税非課税世帯で単身1000万円の資産のない(夫婦世帯であれば2000万円)ない方
第4段階	第1・2・3段階以外の方